

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう  
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年6月1日～2029年5月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

### <次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

#### 目標 1

社員 1 人あたりの年次有給休暇取得率を 70%以上とする。

#### <実施時期・取組内容>

- 2024年6月～ 社員の毎月の年次有給休暇取得率を各事業所の管理者に情報提供する。
- 2024年10月～ 年次有給休暇の取得率が70%未満の部署に対し、当該休暇の積極的取得を周知する。
- 2025年4月～ 専門家の助言を受けながら、年次有給休暇を取得しやすい業務体制の見直しなどを行っていく。

### <次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

#### 目標 2

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業等の制度  
についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

#### <実施時期・取組内容>

- 2024年6月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2024年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布。管理者を対象とした社内研修の実施

### <女性活躍推進法に基づく目標>

#### 目標 3

女性のパート社員について、毎年 20%の正社員転換を促進する。

#### <実施時期・取組内容>

- 2024年6月～ 社内における女性のパート社員の抽出、正社員化に関する意向調査。
- 2024年10月～ パート社員を対象とした専門家による「年収の壁」研修会等の実施。
- 2024年12月～ パート社員と個別面談を実施し、正社員転換の打診。順次、正社員転換を実施。